



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……二

公告

○特定非営利活動法人の認定……………

……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課) ……五

告示

●東京都告示第千四百一号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十七日

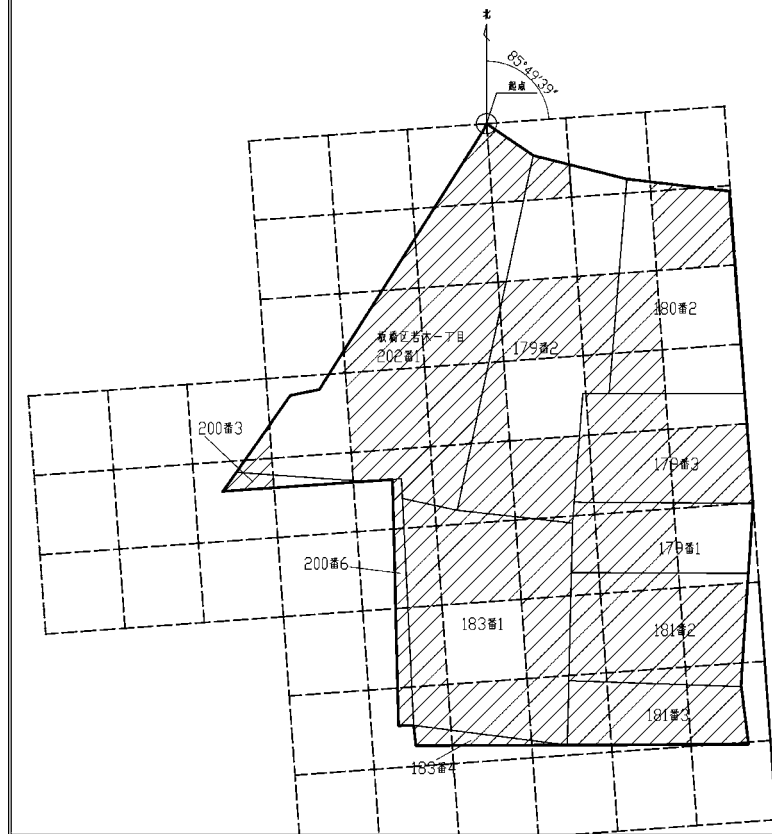
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (板橋区若木一

丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

【別図】



凡 例	
——	敷地境界
——	筆境界
- - - -	単位区画線
	形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は板橋区若木一丁目202番1の最北端とする。

【格子の回転角度(85度49分39秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名 飯田橋石神井新座

(二) 変更の区間 西東京市柴町二丁目千四百九十七番三

地先から同市ひばりが丘北二丁目千五百七番三地内まで

(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

二(一) 路線名 保谷志木

(二) 変更の区間 西東京市ひばりが丘北一丁目二千五百

二十一番一地内から同市ひばりが丘北二丁目千五百七番三地内まで

(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

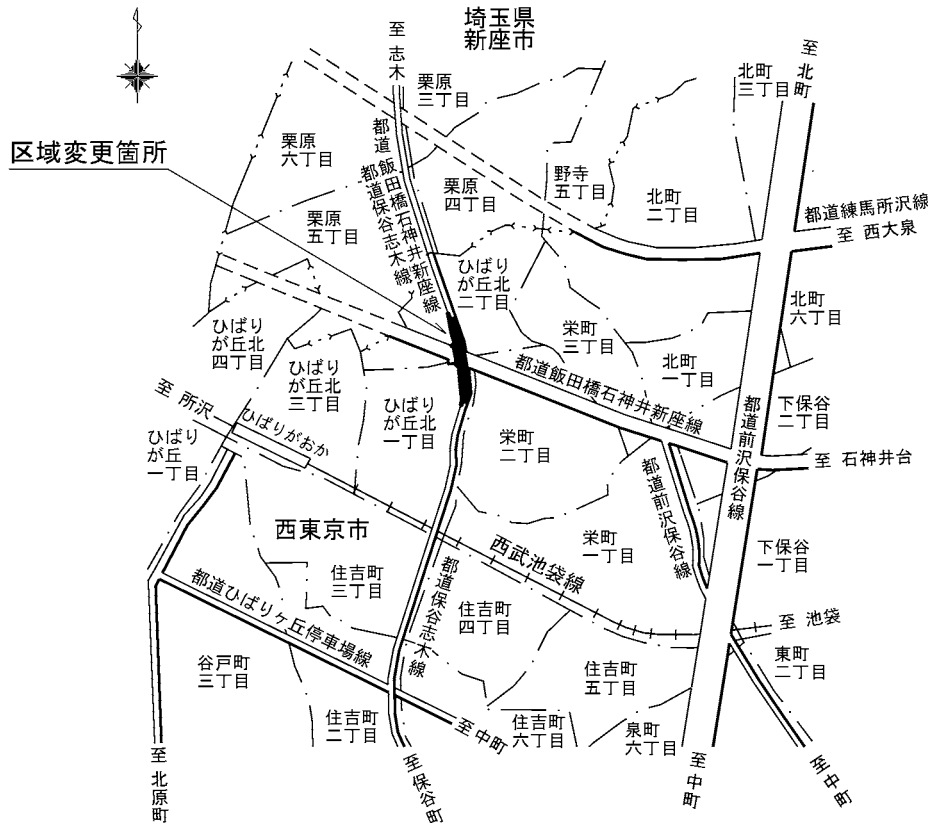
別図

都道飯田橋石神井新座線
都道保谷志木線

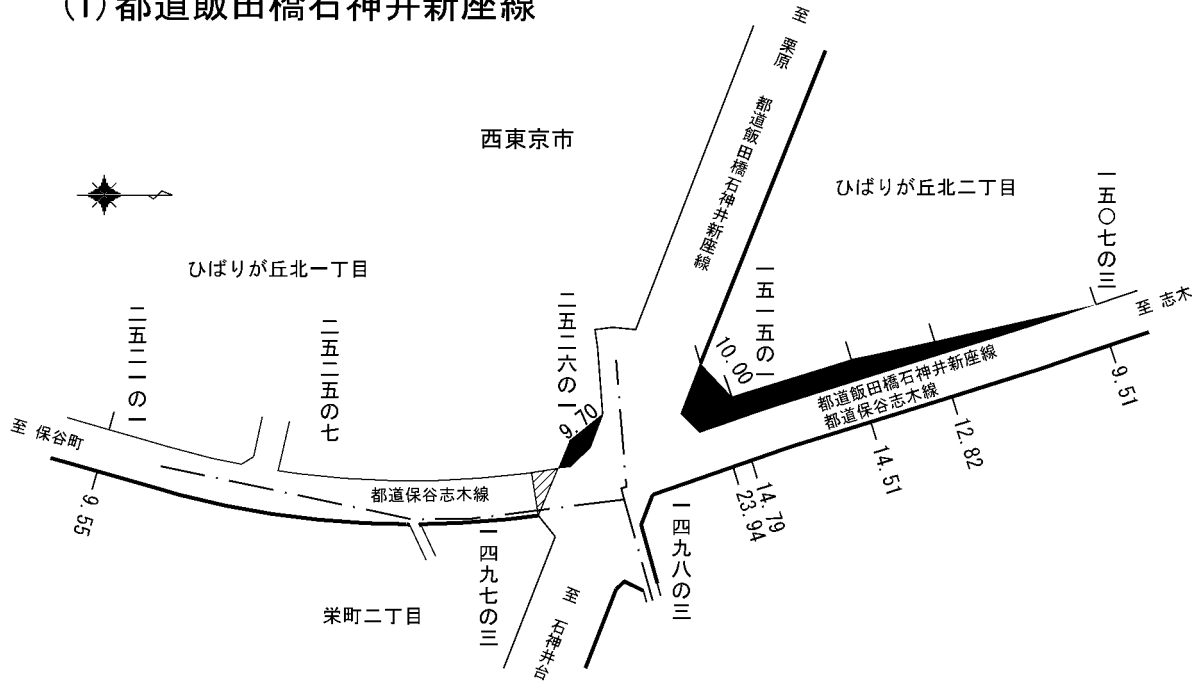
区域変更略図

西東京市ひばりが丘北一丁目～ひばりが丘北二丁目

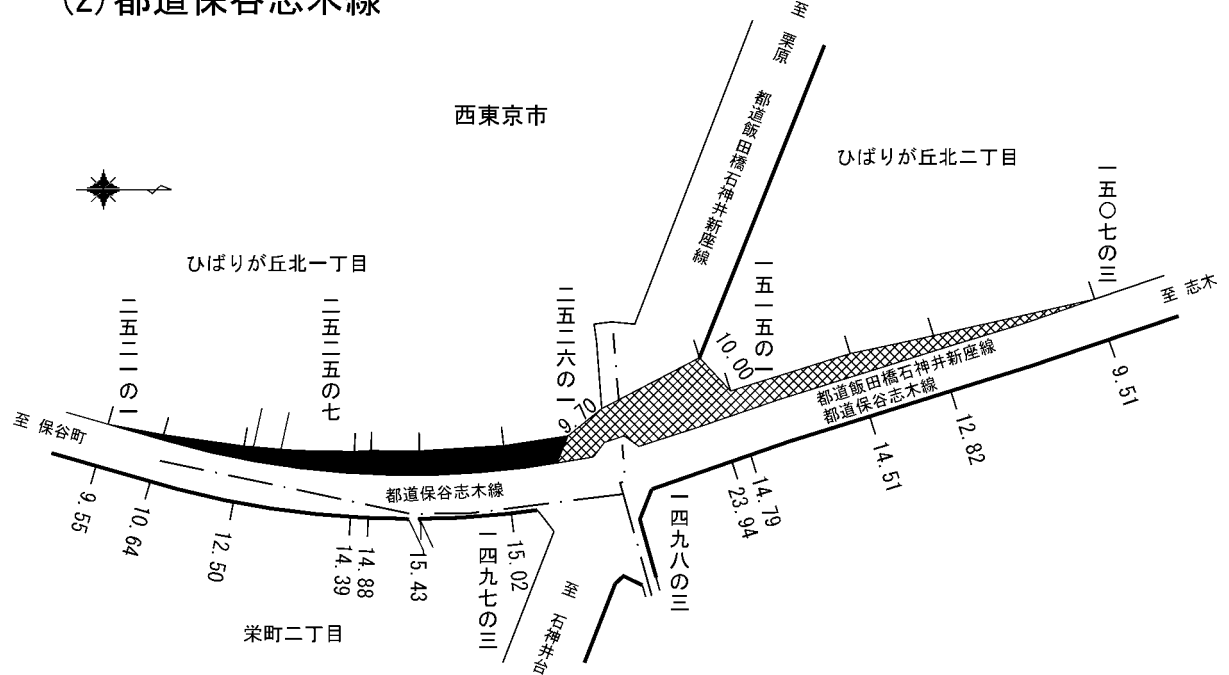
- 都道
- 市道
- 編入区域
- (1) 都道飯田橋石神井新座線
 - 延長 一〇七・二〇メートル
 - 面積 四二九・六四平方メートル
- (2) 都道保谷志木線
 - 延長 一〇五・九二メートル
 - 面積 三九三・八八平方メートル
- 重用編入区域
- (2) 都道保谷志木線 (都道飯田橋石神井新座線との重用編入)
 - 延長 一二四・六三メートル
 - 面積 六八二・七二平方メートル
- 重用廃止区域
- (1) 都道飯田橋石神井新座線 (都道保谷志木線との重用廃止)
 - 延長 五・九七メートル
 - 面積 二七・九一平方メートル
- 計画線



(1) 都道飯田橋石神井新座線



(2) 都道保谷志木線



公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク

二 代表者の氏名

古川 隆三郎

三 主たる事務所の所在地

千代田区内神田一丁目五番一号

四 認定の有効期間

令和四年八月一日から令和九年七月三十一日まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

